

平 2 8 年 3 月 佐 川 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 8 年 3 月 4 日

招 集 の 場 所 佐 川 町 議 会 議 場

開 会 平 成 2 8 年 3 月 4 日 午 前 9 時 宣 告

開 議 平 成 2 8 年 3 月 4 日 午 前 9 時 宣 告 (第 1 日)

応 招 議 員	1 番	下 川	芳 樹	2 番	坂 本	玲 子	3 番	邑 田	昌 平
	4 番	森	正 彦	5 番	片 岡	勝 一	6 番	松 浦	隆 起
	7 番	岡 村	統 正	8 番	中 村	卓 司	9 番		
	1 0 番	永 田	耕 朗	1 1 番	西 村	清 勇	1 2 番	今 橋	壽 子
	1 3 番	徳 弘	初 男	1 4 番	藤 原	健 祐			

不 応 招 議 員 な し

出 席 議 員	1 番	下 川	芳 樹	2 番	坂 本	玲 子	3 番	邑 田	昌 平
	4 番	森	正 彦	5 番	片 岡	勝 一	6 番	松 浦	隆 起
	7 番	岡 村	統 正	8 番	中 村	卓 司	9 番		
	1 0 番	永 田	耕 朗	1 1 番	西 村	清 勇	1 2 番	今 橋	壽 子
	1 3 番	徳 弘	初 男	1 4 番	藤 原	健 祐			

欠 席 議 員 な し

地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

町 長	堀 見 和 道	チ ャーム 佐 川 推 進 課 長	片 岡 雄 司
副 町 長	村 田 豊 昭	教 育 次 長	吉 野 広 昭
教 育 長	川 井 正 一	産 業 建 設 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 公 平
会 計 管 理 者	真 辺 美 紀	健 康 福 祉 課 長	岡 崎 省 治
総 務 課 長	横 山 覚	町 民 課 長	麻 田 正 志
税 務 課 長	田 村 秀 明	国 土 調 査 課 長	廣 田 郁 雄
収 納 管 理 課 長	西 森 恵 子	病 院 事 務 局 次 長	吉 永 龍 也

本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

議 会 事 務 局 長 河 添 博 明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 6番 松浦 隆起 8番 中村 卓司

平成28年3月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成28年 3月 4日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 陳情について
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）
- 日程第7 議案第6号 平成27年度佐川町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第8 議案第7号 平成27年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第8号 平成27年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第9号 平成27年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第10号 平成27年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第11号 平成27年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第12号 平成27年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第13号 平成28年度佐川町一般会計予算
- 日程第15 議案第14号 平成28年度佐川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議案第15号 平成28年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

- 日程第 17 議案第 16 号 平成 28 年度佐川町学校給食特別会計予算
- 日程第 18 議案第 17 号 平成 28 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 19 議案第 18 号 平成 28 年度佐川町介護保険特別会計予算
- 日程第 20 議案第 19 号 平成 28 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 21 議案第 20 号 平成 28 年度佐川町水道事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 21 号 平成 28 年度佐川町病院事業特別会計予算
- 日程第 23 議案第 22 号 佐川町福祉基金条例の制定について
- 日程第 24 議案第 23 号 佐川町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 24 号 佐川町行政不服審査条例の制定について
- 日程第 26 議案第 25 号 佐川町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 27 議案第 26 号 佐川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 28 議案第 27 号 佐川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 29 議案第 28 号 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 30 議案第 29 号 佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 31 議案第 30 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 32 議案第 31 号 佐川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 33 議案第 32 号 佐川町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 34 議案第 33 号 佐川町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

- 日程第 35 議案第 3 4 号 佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の制定について
- 日程第 36 議案第 3 5 号 加茂地区住民センター・老人憩いの家の指定管理者の指定について
- 日程第 37 議案第 3 6 号 旧伊藤蘭林塾の指定管理者の指定について
- 日程第 38 議案第 3 7 号 富士見町部落公民館の指定管理者の指定について
- 日程第 39 議案第 3 8 号 三野公民館の指定管理者の指定について
- 日程第 40 議案第 3 9 号 池田団地集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 41 議案第 4 0 号 斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定について
- 日程第 42 議案第 4 1 号 佐川町多目的集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 43 議案第 4 2 号 佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定について
- 日程第 44 議案第 4 3 号 四ツ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 45 議案第 4 4 号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更について
- 日程第 46 議案第 4 5 号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更に伴う財産処分について

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまから、平成 28 年 3 月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は 13 名です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、6 番、松浦隆起君、8 番、中村卓司君を指名をいたします。

休憩します。

休憩 午前 9 時 4 分

再開 午前 9 時 5 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長（松浦隆起君）

おはようございます。3 月定例会の会期及び運営につきまして、2 月 29 日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を御報告します。

本日 3 月 4 日を開会日とし、議案の上程までとします。その後、常任委員会を開催します。5 日土曜日、6 日日曜日は休会とします。7 日月曜日は一般質問を行います。8 日火曜日は一般質問を行い、常任委員会審査報告を行います。9 日水曜日は予算勉強会のため休会とします。10 日木曜日にも予算勉強会及び全員協議会を開催するため休会とします。11 日は、議案質疑、討論、採決等を行い閉会とします。本定例会の会期は 3 月 4 日から 11 日までの 8 日間に決定しましたので、報告します。

なお、運営については議長に一任いたしますので、よろしく願いを申し上げます。

議長（藤原健祐君）

お諮りします。

本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 3

月 11 日までの 8 日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から 11 日までの 8 日間に決定をいたしました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

12 月定例会後の重立ったものについて、報告をします。

初めに、12 月 18 日、日高村佐川町学校組合議会が開催されました。提出されました議案は予算案 1 件と同意案 1 件であり、予算案は加茂小中学校校舎の非構造部材耐震工事完了に伴う減額補正でありました。同意案は教育委員に日高村の谷泰智氏を選任同意するものでありました。いずれの議案も原案どおり可決いたしました。

1 月 10 日、平成 28 年佐川町成人式が桜座で開催され、皆様とともに出席いたしました。式典は大変厳粛に行われ、議会を代表して 102 名の新成人にお祝いを申し上げてまいりました。記念行事として、高知カリビアンハーツのライブステージがあり、新成人たちと一緒に観賞してまいりました。

1 月 11 日、新春恒例の「えびす祭り」が行われ、参加いたしました。商工業の振興と佐川町の発展を祈願し、おなばれでは商工会関係者や保育園児などとともに、太鼓や子供みこしなど、にぎやかなかけ声とともに商店街を練り歩きました。

2 月 26 日、第 67 回町村議会議長会定期総会が高知共済会館で開催され、事務局と出席しました。定期総会では、会務報告など 2 件、平成 28 年度議長会運営方針、一般会計予算など 4 議案が審議され、いずれも原案どおり決定されました。

引き続き高知県町村長・町村議会議長大会がクラウンパレス新阪急高知で開催されました。この大会は執行部と議会が一体となった取り組みで、地方財政の充実・強化について 2 項目、農林水産業・地域の活力創造について 14 項目、南海トラフ地震対策及び防災・減災対策の推進について 12 項目、医療福祉施策の充実・強化について 9 項目、交通基盤等インフラ整備の促進について 3 項目を決議しました。また地方創生の推進に向けての特別決議も行い、高知県、県選出国會議員、関係行政機関へ実行運動を展開していくことを決定いたしました。

3月2日、高吾北広域町村事務組合議会第1回定期総会が招集され、出席しました。

諸般の報告では、各施設の運営状況等の報告があり、その重立ったものでは衛生センターの、し尿・浄化槽汚泥処理量は1月末で、1万2,869キロリットルで、昨年同時期と比較して、約3%、398キロリットルの減となっています。

また清掃センターのゴミの総処理量は7,518トンで、そのうち佐川町は3,910トンで全体の52%を占めています。金属類、紙類、ペットボトル等の資源化量は1,044トンで、総量の11.3%が資源となり、再利用されているとのことでした。

消防署の出動状況は、救急出動が1,514件で、1日平均4.1件となっています。高吾北管内においては17人に1人が搬送されたことになるようです。

また、ドクターヘリや防災ヘリも69回要請しており、救命率の向上に大きな効果があらわれていると報告がありました。火災の出動は17件で、うち佐川町が6件ということでありました。

特別養護老人ホームの実質的な待機者は複数施設に申込みを行っており、重複した数字ではありますが、春日荘31人、五葉荘33人、もみじ荘1人、あがわ荘16人、の4施設で合計81人となっているとのこと。待機者が多い印象はありますが、定員を割っている施設もあると報告がありました。

今回提出されました議案は、予算案8件、条例案等10件でありました。

当初予算は一般会計の総額が9億4,247万7千円。特別養護老人ホーム特別会計12億1,573万円。養護老人ホーム特別会計1億1,057万4千円。障害者支援施設特別会計1億7,240万8千円。ふるさと市町村圏特別会計1,877万9千円で、いずれの議案も原案どおり決定されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長（堀見和道君）

皆様、おはようございます。本日は、議員の皆様方の御出席いただきまして、平成28年3月佐川町議会定例会が開催できますことを厚く御礼を申し上げます。また、日ごろは町政運営につきまして、御指導、御協力をいただきまして、この場をお借りして、改めて御

礼を申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。

2年間をかけて策定してまいりました第5次佐川町総合計画が、いよいよ完成の運びとなりました。現在、印刷・製本ができ上がってくるのを楽しみに待っているところであります。

多くの住民の皆様にご参加をいただき、一生懸命考え、知恵を振り絞っていただき、また多くの方に支えていただき、すばらしい総合計画ができ上がったと思っております。本当にありがとうございます。

議員の皆様にも、御指導いただき、また御承認をいただき完成できましたことを、改めて御礼申し上げたいと思います。

また、担当している業務で忙しい中、総合計画づくりに関わってくれた役場の全ての職員に、この場をお借りして、感謝とねぎらいの言葉を送りたいと思います。

本当にありがとうございます。よく頑張ってくれました。

来月、平成28年度のスタートとともに、完成した計画をもとに、幸せな町佐川町をみんなで作るための10年間が始まります。

4月10日には、総合計画を住民の皆様にご披露し、チームさかわとして、みんなで取り組む活動のキックオフを、かわせみで行います。

行政主導で取り組むこともありますが、住民主導で、いろいろな活動がじぶんごととして広がっていくことを楽しみにしております。

1人でできることもあれば、チームをつくらなければできないこともあります。好きなこと、やってみたいことを自分らしく、楽しく、取り組んでいただき、住民同士のつながりが増え、活動の輪が広がっていくことを心から期待しております。

自伐型林業やものづくりなど、新しい取り組みもありますが、一番大切なことは、文教のまち佐川として大切に継続して取り組んできた活動や、誇りある文化を守り続けてきた活動を今後も継続して取り組み、次の世代に受け渡していくことだと考えております。

佐川町の礎となっている歴史や文化を、佐川町に生まれ、この町で住み続けている町民みんなで大切にしていく活動こそが、佐川町の地方創生のベースになると考えております。

牧野公園の整備を初め、町中をまるごと植物園にする活動や、地

域ぐるみでふるさと教育を実戦する活動など、一人一人の好きなこと、得意なことに取り組んでいただき、移住してくれたチームさかわのメンバーや、また大学生を初めとする町外の人たちの助けも借りて、笑顔があふれる幸せなまち佐川町をみんなでつくっていきたいと考えております。

「チームさかわ まじめに、おもしろく。」をビジョンに掲げ、10年間の取り組みを進めてまいります。

次に、平成 28 年度一般会計当初予算案の概要につきまして、御説明をさせていただきます。

一般会計の予算規模は、総額 74 億 8,002 万 4 千円、対前年度比 6 億 1,171 万 8 千円、8.9%の増額予算となりました。

増額の主な要因は、斗賀野・黒岩・加茂地区の集落活動センター及び黒岩中央保育所の新築工事、霧生関公園（仮称）建設事業などによるものであります。

国・県支出金等の特定財源を除いた一般財源で見ますと、平成 27 年度より 3 億 7,966 万 4 千円の増額となっており、町税につきましては 4,616 万円、また寄附金につきましては、2,589 万円の増額を見込んでおります。

また、歳入の大半を占める地方交付税のうち、普通交付税につきましては、平成 28 年度の国の地方財政計画から推計し、2%増を見込み、また特別交付税につきましては、ここ数年の決算額から推計し、平成 27 年度当初予算と同額の 2 億円を見込み、地方交付税全体としましては、平成 27 年度より 4,500 万円増の 24 億 9,500 万円としております。

続きまして、平成 28 年度の主要な事業につきまして御説明させていただきます。

まず、地域おこし協力隊事業につきましては、自伐型林業の推進と実践に 12 名、観光振興に 2 名、分野を超えた総合支援に 1 名、農業担い手候補生に 2 名、さかわものづくり大学の運営に 4 名の計 21 名、9,455 万 4 千円を計上しております。

次に、地域づくり事業につきましては、斗賀野・黒岩・加茂地区の集落活動センターの新築に係る委託料、工事費などとして 2 億 8,373 万 4 千円を計上しております。

次に、移住促進事業につきましては、県外への情報発信、PR 事業の推進、移住相談会への参加、移住促進住宅の管理費用などとし

て1,251万4千円を計上しております。

次に、あったかふれあいセンター事業につきましては、尾川、斗賀野地区での事業実施に必要な委託料として1,528万1千円を計上しております。

次に、黒岩中央保育所新築工事につきましては、平成29年3月の開所を予定しており、委託料、工事費などとして2億6,795万6千円を計上しております。

次に、霧生関公園（仮称）建設事業につきましては、ヘリポート及び附帯施設の整備に係る委託料、工事費などとして2億6,694万9千円を計上しております。

最後に、文化センターの耐震化につきましては、体育館の耐震補強及び地下タンクの取りかえに係る委託料、工事費として8,994万5千円を計上しております。

以上が、平成28年度一般会計当初予算案の概要になります。

続きまして、各課の所管事項について、これまでの行政報告と重複する内容もございますが、報告をさせていただきます。

初めに、チーム佐川推進課の所管事項でございます。

まず、第5次佐川町総合計画及び地方創生総合戦略について報告いたします。

総合計画につきましては、昨年12月定例会におきまして議決をいただき、現在デザイン等の編集作業を進めているところであります。

また、あわせて住民の皆様を初め町外の方にも楽しみながら読んでいただける別冊の作成も進めております。この別冊は、ワークショップで出された意見やアイデアをもとに佐川の未来像を描いており、住民の皆様が「やってみよう」と、チャレンジする機運を高める「まじめに、おもしろい」内容となっております。

いずれも3月末には完成予定であり、別冊を含めました第5次佐川町総合計画につきましては、4月に健康福祉センターかわせみにおいて、発表会を行う予定としております。

次に、地方創生総合戦略につきましては、策定しました戦略をもとに、自伐型林業を核とした雇用と地域活性化事業を先行的に実施しているところであります。

また、2月15日には、佐川ものづくり大学の事業として、尾川小学校におきまして、プログラミングやデザインを学ぶロボット動物

園の授業を6年生対象に行いました。オリジナルの動物ロボットをつくることで、子供たちの創造性を育むとともに、ものづくりに関心を持ってもらうことができたのではないかと考えております。

さらに、国の補正予算で創設されました地方創生加速化交付金につきましても、広域事業として、仁淀ブルーを活用したDMO観光地域づくりの連携事業、単独事業として、自伐型林業を核とした雇用と地域活性化事業の加速化事業、合わせて8千万円を申請しております。

次に、集落活動センター事業について報告いたします。

尾川地区におきまして、尾川踊りの継承や配食サービスを通じた見守り活動など、地域住民が主体となった継続的な取り組みが注目されており、町内外からの視察も増えてきております。

また、高知県立大学と連携した取り組みも進んでおり、尾川地区の歴史や魅力を地域内外に発信するための冊子「おがわものがたり」の編集・作成作業を学生と地域住民が一緒になって進めております。

次に、加茂、黒岩地区におきましては、住民の方々とワークショップを重ね、施設の規模や間取りなど、基本的な事項について決定し、現在、設計業務を進めており、年度内に完了する予定となっております。

斗賀野地区におきましては、住民の方々とワークショップを重ねる中で、施設の機能や建設場所等について、さらに調整が必要なことから、設計業務を来年度へ繰り越す予定としておりますが、加茂、黒岩、斗賀野地区のいずれにつきましても、来年度内の開所に向けて準備を進めているところであります。

次に、地域おこし協力隊について報告いたします。

地域おこし協力隊につきましても、現在11名の隊員がそれぞれ精力的に活動するとともに、各業務に関する研修にも積極的に参加しております。

また、来年度採用予定の隊員募集につきましても、本年1月から2月にかけて最終選考を実施し、10名の採用を決定いたしました。内訳につきましても、自伐型林業の推進と実践に3名、新規就農を目指す農業担い手候補生に2名、デジタル機器を活用した新しいものづくりに挑戦する「さかわものづくり大学」の運営に4名、町の活性化や課題解決に向けて独自のアイデアにより起業を目指すプロポーザル型に1名となっており、来年度から、それぞれの分野で

の活躍に期待を寄せているところであります。

こうした地域おこし協力隊員が、地域の皆様と一緒にあって、各分野の事業を推進していくことで、移住、定住の促進と元気でしあわせなまちづくりにつながるものと考えております。今後も、町としまして、隊員の定住に向けたサポート体制の強化にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、牧野公園の整備について報告いたします。

牧野公園の整備につきましては、引き続き多くの町民の方々に、楽しみながら整備をしていただいております。整備に参加されるボランティアの方々も、昨年4月から本年2月の時点で、延べ313名となっており、昨年度の249名を既に上回る状況となっております。これは、牧野公園整備に対する関心や活動の高まりとともに、園内での作業を通じて、参加者同士が出会い、つながっていくという新たなコミュニケーションの場として、広がりを見せつつあると感じております。

園内の植栽につきましては、牧野博士ゆかりの植物150種を目標数としておりましたが、既に目標を上回る194種を植栽し、着実に整備も進んでおります。引き続き、園内では、毎週水曜日の午前中に、ボランティア作業を行っておりますので、今後も多くの町民の方々に参加いただき、愛着のある持続可能な公園づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、観光事業について報告いたします。

先ほど、地方創生加速化交付金でも触れましたとおり、現在、仁淀川流域での広域観光を推進するための取り組みを進めております。

昨年12月25日には、仁淀川流域6市町村と観光協会で組織する一般社団法人仁淀ブルー観光協議会が発足し、観光による地域づくりのかじ取り役を担う組織、いわゆる日本版DMOを高知県と協力しながらつくり上げていくこととなっております。

また、2月1日には、南国土佐観光びらきが高知市で開催され、佐川町では、地乳ミルク担々うどんを関係者に振る舞ってまいりました。新聞等での報道もあり、用意した100食がすぐに売り切れるほどの人気でありました。引き続き、このような地場産品を使った新たな商品開発を進め、観光事業との連携を密にしながら、多くの佐川名物を売り出していきたいと考えております。

なお、上町地区の観光客数につきましては、本年1月末現在で、約1万4,600人となっており、前年比で約20%の伸びとなっております。今後も、観光を通じたまちづくりを推進し、地域経済の活性化につなげていきたいと考えております。

次に、地域公共交通について報告いたします。

昨年12月14日から16日にかけて、地域公共交通の運営に全国で初めて有限責任事業組合、いわゆるLLP方式を採用している岩手県一戸町に地域公共交通関係者が視察に行っていました。

一戸町は、面積こそ当町の3倍と違いはありますが、そのほかの点では、人口や町内の交通事業者におきまして、当町とほぼ似通った状況にある自治体であり、平成20年に、町と交通事業者の共同出資で、有限責任事業組合一戸町デマンド交通を設立しております。

このデマンド交通は非常に利用率が高く、平成21年度から現在に至るまで、1日の平均利用者数は、ほとんど100人を超えており、この取り組みを参考にし、当町の公共交通形態に即した運営方式を選択しなければならないと考えております。

また、昨年12月24日に、第4回地域公共交通会議を開催し、地域公共交通網形成計画（案）と地域公共交通再編実施計画における新しい公共交道路線網の方針を提出し、協議をしていただきました。今後は、3月24日に開催予定の第5回地域公共交通会議において、地域公共交通網形成計画の完成案について協議をしていただき、交通会議で同意をいただいた上で国土交通省に提出する予定であります。

次に、移住促進事業について報告いたします。

本年度から整備を進めております移住者用の住宅につきましては、旧四国電力佐川社宅の5棟を移住促進住宅、1棟をおためし住宅として、空き家の所有者から借り上げた住宅4棟を移住促進社宅として、それぞれ耐震改修工事を進めており、来年度より供用を開始することとしております。

また、移住促進住宅の設置及び管理運営等について、必要な条項を明記した佐川町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例、並びに佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の制定につきまして、本定例会に議案として提出させていただいております。御審議をよろしく願います。

次に、移住相談につきましては、140件の相談が寄せられており、

空き家情報等に関する相談の対応をさせていただいております。さらに、9月に設置いたしました空き家バンクにおきましては、物件登録に向け、住民の方々から寄せられている情報を整理し、現地調査等を実施しているところであります。

現在、登録されている物件が10軒、うち公開手続中の物件が2軒となっており、準備が整い次第、町ホームページに掲載させていただいております。

今後も、こうした受け入れ環境の整備を進めるとともに、現在作成しております移住促進用パンフレットやウェブサイトの活用、移住相談会への参加など、佐川町の魅力を積極的にPRするとともに、移住者にとりましても魅力的なまちづくりを推進し、移住定住につなげていきたいと考えております。

次に、町制60周年記念事業について報告いたします。

あす3月5日に、新佐川町制60周年記念式典を桜座において開催いたします。多くの御来賓の方々に御参加いただき、式典では、各分野において佐川町の発展のため御尽力をいただいた方々の功績をたたえ表彰を行うとともに、佐川町の60年を振り返る映像を上映することとしておりますので、議員の皆様を初め多くの町民の皆様にも参加していただきますようお願いを申し上げます。

次に、総務課の所管事項でございます。

まず、昨年の9月定例会で質問がありました被災者支援システムの活用と家族防災会議の日の制定について報告いたします。

被災者支援システムの活用につきましては、2月9日に同システムの全国サポートセンターの職員をお招きし、役場職員を対象とした研修会を実施いたしました。研修では、システムの内容や操作方法を学ぶとともに、災害時の被災者支援業務の重要性も改めて知るよい機会となりました。今後は、全国サポートセンターと十分に連携しながら、いざという時にスムーズかつ効果的に活用できるよう運用体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

家族防災会議の日につきましては、まだ検討中ではありますが、来年度には佐川町家族防災会議の日として制定することとしております。

次に、自主防災組織の設立状況であります。柏原地区で新たに組織が立ち上がり、2月末現在の組織率は94.1%となりました。今後も引き続き、組織率100%を目標に、設立されていない自治会へ

の働きかけを行っていきたいと考えております。

現在、モデル地区として7つの自主防災組織で取り組んでいただいております各家庭での防災チェックシート及び避難行動計画シートの作成につきましては、本日までに、中本町、大田川、堂野々、薄木の4地区で住民の方々にお集まりいただき、防災まちづくりサロンを開催し、シートのつくり方などを学んでいただきました。残る九反田、虎杖野、横山の3地区につきましても、3月20日までに順次サロンを開催し、来年度には町内の全世帯に、これらのシートを配布する予定としております。

このような取り組みを通して、家庭の防災対策の状況、避難方法や課題などを考えていただき、家族あるいは自主防災組織内での共通認識としていくことで、大きな災害が発生したときにも混乱することなく、自主的に対応できる地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

このほか、5つの公民館の耐震補強工事につきましては、2月12日に完成検査を終え、緊急時の避難場所として安心して利用できる公民館へと生まれ変わりました。また、小中学校などの拠点避難所で進めております防災倉庫や避難誘導灯の設置、非常用電源の整備につきましても今月中に完了する予定となっております。

次に、ふるさと寄附について報告いたします。

ふるさと納税による寄附金の状況につきましては、特産品の充実や寄附者の利便性向上を図ったことにより、2月末現在で2,498名、金額にして2,866万1千円の寄附申し出があり、着実に増加をしております。今後も、魅力ある特産品を充実するなど、前向きに取り組むを進めてまいりたいと考えております。

次に、税務課の所管事項でございます。

資産税業務につきましては、公正で適正な課税を目指し、本年度から固定資産税の課税対象となる家屋の全棟調査を実施しております。現在の進捗状況は、航空写真や外観調査により、課税台帳に登載されている家屋との照合を行い、増築や未調査の家屋、また、既に取り壊された家屋等の特定作業を進めているところであります。

来年度以降につきましては、引き続き照合作業を進め、該当家屋を特定した後、増築等の未調査家屋の計測等を順次行う予定としております。

次に、町民課の所管事項でございます。

まず、国民健康保険特別会計について報告いたします。

1月、2月支払いの医療費につきましては、前年度と比べ大幅な増加が続いており、このまま推移すれば、国保財政調整基金での財源不足対応が難しいことが見込まれております。このため、平成27年度補正予算及び平成28年度当初予算において、一般会計から繰り入れをする内容での予算を提案させていただいております。

次に、国民健康保険特定健診対象者の受診率の状況について報告いたします。

12月現在の受診率は、35.36%となっており、昨年度の受診率29.67%を5.69%上回る状況となっております。年度末まで残りわずかとはいりましたが、受診率40%達成に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

まず、ファミリーサポートセンター事業について報告いたします。

子育てを地域の会員同士で支え合うファミリーサポートセンター事業は、本年度からの新しい取り組みとして、これまでサービス提供会員向けの研修を実施するなど準備を進め、本年2月よりサービスを開始しております。

まだ始まったばかりではありますが、県内の市町村では、高知市に次ぐ2番目の取り組みということもあり、県や他の市町村からの問い合わせがあるなど、子育て支援策として注目されております。委託事業者の佐川町社会福祉協議会や、登録されている会員の皆様との連携を大事にしながら、子育て支援策としてだけでなく、佐川町らしい支え合いの1つのモデルになることを目標に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、病後児保育事業について報告いたします。

ようやく1月に国庫補助金の決定があり、現在、病後児保育施設として使用する旧高北病院院長官舎の改修工事を行っておりますが、工事の完了は本年度末を予定しており、病後児保育サービスの開始は来年度にずれ込む見通しとなりました。当初の見込みよりも約半年、事業開始が遅れることとなりましたが、ファミリーサポートセンター事業とともに、安心して子育てできる環境づくりの1つとして、佐川町の子育て世代の皆様にご利用していただけるよう、事業の推進に努めてまいります。

次に、介護保険制度改正に伴う取り組みについて報告いたします。

介護保険における要支援認定者のデイサービス、ホームヘルパー事業につきましては、平成 27 年度の制度改正において、全国一律の基準による予防給付から、市町村が地域の実情に応じて行う地域支援事業へ移行することとなっております。

佐川町におきましては、新しいサービスの種類や単価などを定めた実施要項を策定し、この 3 月より地域支援事業として実施できる体制を整えており、まずは、サービスを利用される方や事業関係者に混乱を招かないよう、これまでのサービスと変わらない内容に限定して移行を進めているところであります。円滑な事業の移行に努めながら、今後は、さまざまなニーズに応えられるよう、官民一体となって、新しい介護予防サービスの提供体制を構築していくとともに、サービスの質の向上にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、健康福祉課の来年度の業務体制について報告いたします。

近年の社会保障制度改革等に伴う保健福祉業務の変化や、ますます複雑化・多様化する個別の相談支援などに、よりの確に対応するため、来年度より健康福祉課の業務体制を次のように変更することとしております。

現在の地域包括支援センター係を廃止し、新しく、かわせみ相談室を設置いたします。

かわせみ相談室には、高齢者・障害者・児童に関する個別の相談支援や虐待・DV等を一体的に受け持つ地域サポート係と、健康づくりや各種健診、地域福祉、災害時の要配慮者対策などを受け持つ地域ふれあい係の 2 つの係を配置いたします。この 2 つの係には、保健師や社会福祉士を重点的に配置し、専門性の高い対応を行うこととしております。

介護保険係につきましては、保険の字をこれまでのひらがなから漢字の保険に変更し、介護保険制度を中心とした業務に特化するとともに、生活応援係につきましては、これまでと同様に、児童福祉・保育・障害福祉や少子化対策などを中心とした業務を担当することとしております。

次に、産業建設課の所管事項でございます。

まず、自伐型林業について報告いたします。

町有林で実技研修をしている地域おこし協力隊も、1 期生は 2 年

目が終わろうとしております。1年後には、林業をなりわいとし、定住していくため、自分たちが思い描く林業を展開する上で必要な機材、経費などについてシミュレーションを始めており、より実践的に研修を進めております。

また、県の小規模林家の育成・支援を目的とした自伐型林家機械レンタル事業を活用し、町の研修会に参加された2グループ5名の方が新たに林業を始められました。

さらに、林家の所得向上を目的に、建築材とされないC材をバイオマス発電所の燃料として、相場よりも高値で販売できるようにする木質バイオマスの代行証明書につきましても、2月までに13件の発行を行いました。木質資源の利用促進事業として、本年度より町の単独事業で実施いたしました薪ストーブ等の設置補助金につきましても、7件の申請があり、全て設置されております。

県の補助事業を活用した施設園芸用のペレットボイラーにつきましても、既存の29アールのニラハウスに1基、本年度のレンタルハウス整備事業により、1月末に竣工したばかりの16アールのニラハウスに1基、合計2基を設置いたしました。

マスコミでも当町の自伐型林業が取り上げられており、2月7日には高知県の情報番組「おはようこうち」で、自伐型林業の取り組みを紹介していただくとともに、朝日放送が関西圏で放送しているニュース番組「キャスト」の中で、当町を含んだ県内の自伐型林業の取り組みも紹介されております。

行政視察の受け入れも増えており、2月には、愛媛県宇和島市の担当職員2名、三重県津市の担当職員4名が当町の取り組みを勉強され、3月24日には、山形県議会議員1名が来町される予定となっております。本年度において、既に10組38名の行政視察があり、その多くの方々が町内の宿泊施設等を利用しており、地域経済の活性化にも貢献しております。

今、全国的に自伐型林業の知名度と期待感が高まってきていることを実感しており、先進的に自伐型林業に取り組む町として、この事業を確実に進めてまいりたいと考えております。

次に、佐川ものづくり補助金事業について報告いたします。

本年度、佐川ものづくり補助金では3事業を採択しており、商品化に向けて取り組みが進められております。

昨年9月に開催されましたさかわ地乳まつりでの料理コンテス

トにおいて、最優秀に選ばれた地乳ミルク担々うどんが、1月から町内の飲食店で提供されております。2月1日には、高知市で行われた南国土佐観光びらきにおいて、佐川の新名物として観光関係者らに振る舞われ、好評を得られたことから、今後は提供店舗を拡大するとともに、より一層知名度を高めるための各種イベント等を実施してまいります。また、残る2事業につきましても、適宜、商品化に向けてフォローアップを行っており、商品開発は順調に進んでおります。

次に、新規就農者支援及び担い手・後継者確保の取り組みについて報告いたします。

新規就農者支援の取り組みにつきましては、現在1名が昨年7月より、成年就農給付金準備型での給付金を受け、高糖度トマトでの就農に向けて、高知県農業担い手育成センターで研修を受けております。本年7月からは、佐川町指導農業士のもとで農家研修に入り、平成29年度の就農に向けて、実践的な研修を行う予定となっております。

担い手・後継者確保の取り組みにつきましては、農業分野の地域おこし協力隊として、酪農1名、お茶1名、ショウガ2名の募集を行いました。

酪農につきましては、応募はありませんでしたが、高知県立農業大学で酪農での就農を目指している学生が、現在、休暇を利用して酪農家のもとで搾乳作業や餌やりなどの実践体験を行っております。お茶につきましても、応募はありませんでしたが、現在、お茶に興味を持っている方から、地域おこし協力隊での活動について相談を受けており、再度、募集を行っております。ショウガにつきましては、2名の応募があり、本年4月より地域おこし協力隊として採用が決定し、受け入れ先のショウガ農家のもとで活動を行う予定となっております。

さらに、本年度は、トマト、ニラ、イチゴ等で6名の就農相談があり、イチゴでの就農を希望されている1名につきましては、4月より高知県農業担い手育成センターで研修を受けることが決定しております。

今後ともJAコスモス、行政、関係機関が連携するとともに、農地や中古ハウス等の情報収集を行い、担い手・後継者の就農に向けて支援してまいります。

次に、木造住宅耐震化支援事業について報告いたします。

本年度の実績につきましては、耐震診断 21 件、耐震設計 11 件、耐震工事 10 件、老朽住宅除却 3 件となっております。来年度につきましても、目標を高め設定し、広報による啓発や自主防災組織、建築士事務所、工務店などと連携を図るとともに、事業推進に向けた取り組みを展開してまいります。

次に、災害復旧事業の対応状況について報告いたします。

昨年の豪雨により被災し、申請を行っておりました災害査定の結果、公共土木災害復旧事業につきましては、町道 9 件、河川 12 件、農地・農業用施設災害復旧事業につきましては、農地 6 件、農業用施設 8 件が採択されました。現在、被災箇所の早期復旧に向け、工事発注の準備を行い、順次、入札を進めております。

次に、地方道路交付金事業について報告いたします。

柳瀬橋橋梁耐震補強工事につきましては、工事内容の変更により、来年度に繰り越しして工事を行う予定となっております。また町道の中でも特に路面が悪化し、通行に御不便をかけております町道古畑峯 1 号線外 18 件の舗装工事につきましては、順次、工事を進めているところであります。今後も、同事業を有効活用し、町道の整備促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、歴史まちづくり整備事業について報告いたします。

竹村分家旧竹村呉服店耐震改修工事につきましては、昨年 10 月 29 日に、本契約を締結後、本年 3 月 31 日を完成期日とし、工事に着手しております。進捗状況につきましては、1 階部分の柱や梁など、主要な構造体の耐震補強が終了した段階で、進捗率は 60% となっております。今後は、構造体補強後の仕上げ、電気・機械設備工事、外構工事を予定しております。

施工時の解体調査により、建物内部の構造部材の腐朽や老朽化などが確認され、工法や作業工程の見直しが必要となったことから、年度内の完成が困難な状況となり、本年 6 月末を完成予定として、来年度への繰り越しを議案として提出させていただいております。

次に、水道事業について報告いたします。

平成 24 年度から実施設計に着手し、施設更新を進めておりました室原地区送水管耐震化工事につきましては、1 月末に耐震化が完了いたしました。また、来年度の主要事業であります中野、二ツ野地区の未普及地域解消を目的とした配水管整備約 3.8 キロメートルに

つきましては、新たな浄水設備設置を含めた黒岩簡易水道事業の変更認可申請を提出しており、本年度末までに変更認可が得られる予定となっております。水道事業経営計画につきましては、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画であり、投資試算と財源試算を均衡させた収支計画を来年度末までに立てた上で、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでまいります。

次に、国土調査課の所管事項でございます。

地籍調査事業につきましては、本年度末までの現地調査の実施面積は、92.8平方キロメートル、進捗率は94.3%となっております。来年度は、甲の春日ほか区域や乙の富士見町、中組ほか区域、加茂の本村東区域の調査を予定しており、今後も引き続き、事業完了に向け着実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

先般策定いたしました第5次佐川町総合計画において、佐川町の未来を実現するために7つの分野を設定し、分野別に方針と施策を明示しておりますが、7つの分野のトップに教育を位置づけておりますのは、まちづくりの基本は人づくりであり、人づくりの基本は教育であるとの思いによるものであります。

今後とも、文教のまち佐川として発展していくため、佐川町の将来を担う子供たちを育成する学校教育並びにまちづくりの主役である町民の皆様が多様な学びの場を提供する社会教育の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

まず、名教館を活用した人づくりについて報告いたします。

昨年から、私自身が講師となり実施しております、町内の小学生から高校生までもを対象とする名教館こども論語塾を、来年度も毎月1回開講し、論語を学ぶことを通じて、子供たちに生きる力や考える力を育てまいりたいと考えております。

また、町民の皆様が、これまで仕事や趣味などを通じて培ってこられた知識や経験を生かして、みずから企画し講師を務める自主企画講座や、NPO法人佐川くろがねの会などと連携し、佐川町の歴史や文化を学ぶ講座を開催いたします。

さらに、高知大学の先生方を講師とする高知大学出前公開講座につきましては、昨年実施いたしました受講者のアンケート調査結果などを踏まえ、住民ニーズに対応した多様な講座を本年10月から11

月にかけて、5回程度開講することとしております。

今後とも、このようなさまざまな取り組みを通して、文教のまち佐川の人づくりを推進してまいります。

次に、学校教育について報告いたします。

各小中学校におきましては、知・徳・体のバランスのとれた力、いわゆる生きる力を子供たちに育むため、平成26年度から平成28年度までの中期的視点に立った学校経営計画を策定し、チーム学校として組織的に取り組みを進めております。来年度以降は、第5次佐川町総合計画や地方創生総合戦略を踏まえ、特に、ふるさと教育と、ものづくり教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

ふるさと教育につきましては、小中学校の教育計画に位置づけをし、総合的な学習の時間を中心に、年間10時間程度の授業時数を確保することとしております。地域の人的・文化的資源を活用し、子供たちがふるさと佐川を学ぶことを通じて、佐川に愛着と誇りを持ち、地域に貢献したり、地域を大切にしたりする心を育ててまいります。

ものづくり教育におきましては、来年度は、尾川小学校をモデル校として取り組みを進めることとしております。

2月15日には、来年度に向けた取り組みの一貫として、尾川小学校の6年生が、木製ロボットを製作するものづくり授業を受け、佐川ものづくり大学の運営に関わるNPO法人イシュープラスデザインの職員の指導により、木製の動物型ロボットをパソコンでのプログラミングにより動かすことを学びました。来年度は、総合的な学習の時間において、年間10時間程度のものづくり授業を計画しており、尾川産の木の加工とプログラミングを学ぶこととしております。

今後、尾川小学校での取り組みを踏まえ、平成29年度以降、町内各小中学校においても、ものづくり授業を順次導入し、まずは、子供たちがものづくりについて体験的に理解を深め、ものづくりに慣れ親しむ心を育ててまいりたいと考えております。

次に、町立図書館について報告いたします。

町立図書館の管理運営につきましては、指定管理者制度を導入し、平成18年10月から、NPO法人とかの元気村にお願いをしておりましたが、来年度以降につきましても、指定管理者の公募を行いましたが、応募者がなかったため、来年度からは直営による管理運営と

なりますことを、まず御報告いたします。

狭隘化や老朽化が指摘されております町立図書館につきましては、佐川町立図書館整備検討委員会において、図書館整備のあり方を幅広い視点から検討していただいておりますが、昨年12月に同委員会の提言書が取りまとめられました。提言書の内容は、町立図書館の現状と課題を踏まえ、今後、町立図書館に求められる役割・機能・管理運営・施設整備についての提言となっておりますが、内容が多岐にわたるため、施設整備に関する部分について、その概要を申し上げます。

施設規模は、日本図書館協会の公立図書館の任務と目標で示されている図書館の最低規模800平方メートル以上を確保することが望ましい。建設方法と場所は、文教のまち佐川にふさわしい図書館とするためには、新図書館の建設が望ましく、建設候補地として現図書館裏の町有地が考えられる。青山文庫と図書館の合築については、新たな建設場所を確保する必要が生じることや建設費がさらに増大することから、町当局において財政面を中心として、慎重に検討される必要がある。となっております。

なお、青山文庫につきましては、本年度、耐震診断を実施しております。診断結果によりますと、耐震補強壁を2カ所整備すれば耐震性は確保され、概算の工事費は約1,100万円と見込まれております。今後、提言書や青山文庫の耐震診断の結果なども踏まえながら、町立図書館と青山文庫の整備のあり方について検討していきたいと考えております。

次に、教育委員会所管施設の耐震化対策について報告いたします。

学校施設につきましては、本年度に、佐川小学校特別教室棟の構造体の耐震補強工事、並びに佐川小学校・斗賀野小学校・黒岩小学校・尾川小中学校の非構造部材の耐震補強工事を発注しておりますが、学校の授業に支障が生じないよう休日を中心に工事を実施しているため、年度内の完成が困難な状況となり、いずれも来年度への繰り越しを議案として提出させていただいております。

遅くとも、本年8月末までには耐震補強工事は完成する予定であり、これをもちまして学校施設の耐震化は全て完了いたします。

また、災害時には地域住民の避難場所にもなります総合文化センターの体育館と遊学館の耐震補強工事、並びに町民プールの天井落下対策工事につきましては、来年度にそれぞれ実施することとして

おります。今後とも、地域住民や施設利用者の安心・安全を確保するため、耐震化対策につきまして、着実かつ計画的に進めてまいります。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

2月10日に、中央社会保険医療協議会いわゆる中医協から、公正労働大臣に対して、平成28年度診療報酬改定についての答申がありました。

今回の報酬改定は、平成24年に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱がベースとなっており、改革の基本的視点は、地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化・強化、連携に関する視点となっております。

地域包括ケアシステムや効果的・効率的で質の高い医療供給体制の整備には、質の高い人材を継続的に確保することが不可欠であります。その推進力となる医師の確保につきましては、地域性や新しい臨床研修医制度の影響により、困難な状況が続いております。

来年度におきましては、何とか現在の医療体制を維持できるようにするとともに、患者の多い診療科を中心とした医師の招聘に努めてまいりますので、引き続き、病院事業になお一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

さらに、来年度から新専門医制度における専攻医の登録が始まります。この制度では、地域医療と密接にかかわり合ったプログラムによる研修が必要となり、高北病院では2つの大学の研修プログラムに特別連携施設として参加する準備を進めております。

特別連携施設となった場合には、専攻医の希望により地域医療研修の一環として、短期間にはなりますが、当院で研修していただくことが可能となり、診療体制の充実にもつながりますので、積極的に受け入れをしていきたいと考えております。

以上、各課所管事項について、報告をさせていただきました。

本定例会に提案いたしました付議事件は、報告が1件、議案が40件となっております。何とぞ、慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第5、陳情について、を議題にします。

本日までに受理した陳情書は、お手元に配付しました請願・陳情

文書表のとおりです。

受理番号 13 は、産業厚生常任委員会に付託します。

日程第 6、報告第 1 号、専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）を議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（堀見和道君）

それでは、報告案件について御説明申し上げます。

報告第 1 号、専決処分の報告について、でございます。工事請負契約の変更契約の締結につきましては、平成 27 年度清鏡地区地域農業水利施設機能保全対策工事の変更契約締結を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 2 月 19 日に専決処分しましたので、同条第 2 条の規定により報告するものであります。

変更額は、109 万 800 円の減額で、主な減額の要因は、仮締め切り溝の変更、左岸側の仮設進入路の廃止によるものであり、変更後の契約金額は 4,999 万 3,200 円となります。

以上になります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

ここで、15 分休憩します。

休憩 午前 10 時 5 分

再開 午前 10 時 20 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで議長を交代します。

（議長交代）

副議長（岡村統正君）

議長を交代いたしました。

それでは、ここから日程第 7、議案第 6 号、平成 27 年度佐川町一般会計補正予算（第 6 号）から、日程第 46 号、議案第 45 号、高知

県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分について、まで、以上 40 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、提出議案について、御説明申し上げます。

議案第 6 号、平成 27 年度佐川町一般会計補正予算（第 6 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 4,913 万 3 千円を追加し、総額を、歳入歳出それぞれ 72 億 3,843 万 7 千円とするものであります。

議案第 7 号、平成 27 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 754 万 6 千円を追加し、総額を、歳入歳出それぞれ 20 億 3,508 万 9 千円とするものであります。

議案第 8 号、平成 27 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 200 万円を減額し、総額を、歳入歳出それぞれ 5,463 万円とするものであります。

議案第 9 号、平成 27 年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 328 万 7 千円を減額し、総額を、歳入歳出それぞれ 2,529 万 5 千円とするものであります。

議案第 10 号、平成 27 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1,087 万 8 千円を減額し、総額を、歳入歳出それぞれ 18 億 3,536 万 2 千円とするものであります。

議案第 11 号、平成 27 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 299 万円を追加し、総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 915 万円とするものであります。

議案第 12 号、平成 27 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、収益的収入支出予算の増額及び減額、並びに資本的収入支出予算の減額の補正を行うもので、収益的収入の既決予定額を 1 億 8,667 万 5 千円に、収益的支出の既決予定額を 1 億 7,799 万 9 千円に、また資本的収入の既決予定額を 3,568 万 1 千円に、資本的支出の既決予定額を 1 億 4,123 万円に、それぞれ補正す

るものであります。

議案第 13 号、平成 28 年度佐川町一般会計予算につきましては、総額を、歳入歳出それぞれ 74 億 8,002 万 4 千円と定めるものであります。

議案第 14 号、平成 28 年度佐川町国民健康保険特別会計予算につきましては、総額を、歳入歳出それぞれ 19 億 8,009 万 1 千円と定めるものであります。

議案第 15 号、平成 28 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、総額を、歳入歳出それぞれ 242 万 3 千円と定めるものであります。

議案第 16 号、平成 28 年度佐川町学校給食特別会計予算につきましては、総額を、歳入歳出それぞれ 5,663 万円と定めるものであります。

議案第 17 号、平成 28 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、総額を、歳入歳出それぞれ 2,941 万 8 千円と定めるものであります。

議案第 18 号、平成 28 年度佐川町介護保険特別会計予算につきましては、総額を、歳入歳出それぞれ 18 億 4,325 万 7 千円と定めるものであります。

議案第 19 号、平成 28 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 1,637 万 6 千円と定めるものであります。

議案第 20 号、平成 28 年度佐川町水道事業特別会計予算につきましては、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により提出するもので、収益的収入及び支出の予定額を、収入 1 億 9,010 万 7 千円、支出 1 億 7,342 万 5 千円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入 2 億 805 万 1 千円、支出 2 億 4,254 万 3 千円と定めるものであります。

議案第 21 号、平成 28 年度佐川町病院事業特別会計予算につきましては、収益的収入及び支出の予定額を、収入 17 億 7,910 万円、支出 17 億 4,560 万円とし、資本的収入及び支出の予定額を、収入 1 億 2,941 万 6 千円、支出 2 億 1,212 万 6 千円と定めるものであります。

議案第 22 号、佐川町福祉基金条例の制定につきましては、地方自治法第 241 条第 8 項に基づき、現行の複数の福祉基金を統合し、町民福祉の向上に資する経費に充てるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 23 号、佐川町行政手続条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、行政手続法の一部が改正されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

議案第 24 号、佐川町行政不服審査条例の制定につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、新たに設置する佐川町行政不服審査会の組織及び運営について、新たに条例を制定するものであります。

議案第 25 号、佐川町情報公開条例の一部を改正する条例の制定、及び議案第 26 号、佐川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、両条約において、規定する現行の審査会制度を維持するための審理員による審理の適用を除外する規定を追加するほか、関係規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 27 号、佐川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、字句修正ほか関係規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 28 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、尾川小学校及び尾川中学校をコミュニティスクールに指定することに伴い、新たに設置する佐川町学校運営協議会委員の報酬規定を設けるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 29 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、高知県人事委員会の勧告に準拠しまして、民間との格差を踏まえた給料表の改定を行うとともに、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、給与別基準職務表を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 30 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規定の整備を行うとともに、臨時的任用職員及び非常勤職員の休暇に関する規定の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 31 号、佐川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法及び

地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、人事行政の運営の状況について公表事項を追加するとともに、行政不服審査法の改正に伴い字句修正等をするため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 32 号、佐川町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、年度途中の入退団や階級の移動に伴う報酬の変動についての規定を定めるため、新たに条例の制定をするものであります。

議案第 33 号、佐川町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、町が所有しております住宅を、移住促進住宅として移住者に提供するため、新たに条例の制定をするものであります。

議案第 34 号、佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の制定につきましては、町内の空き家所有者から 10 年間借り上げた住宅を、移住促進住宅として移住者に提供するための規定を定めるため、新たに条例の制定をするものであります。

議案第 35 号、加茂地区住民センター・老人憩いの家の指定管理者の指定につきましては、佐川町の公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により加茂地区自治会長会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 36 号、旧伊藤蘭林塾の指定管理者の指定につきましては、佐川町の公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により 8 区自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 37 号、富士見町部落公民館の指定管理者の指定につきましては、佐川町の公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、富士見町自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決をもとめるものであります。

議案第 38 号、三野公民館の指定管理者の指定につきましては、佐川町の公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、三野自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであ

ります。

議案第 39 号、池田団地集会所の指定管理者の指定につきましては、佐川町の公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、池田団地自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 40 号、斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定につきましては、佐川町の公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、特定非営利活動法人とかの元気村を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 41 号、黒岩地区にあります佐川町多目的集会施設の指定管理者の指定につきましては、佐川町の公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、コスモス農業協同組合を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 42 号、佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定につきましては、佐川町の公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募による選定により、特定非営利活動法人とかの元気村を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 43 号、四ツ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画の変更につきましては、詳細測量の結果、当初計画より工期の延長及び事業費の増額が必要になったことから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、総合整備計画の変更について、議会の議決を求めるものであります。

議案第 44 号、高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について、及び議案第 45 号、高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分につきましては、高知県市町村総合事務組合の構成団体であります仁淀川中央清掃事務組合の解散による当事務組合からの脱退に関し、規約の変更及びそれに伴う財産処分について、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事件でございます。各議案の詳細につきましては、各担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

総務課長（横山覚君）

それでは私から、議案第6号、平成27年度佐川町一般会計補正予算（第6号）につきまして、説明をさせていただきます。補正予算書の6ページをおあげください。

第2表、繰越明許費でございます。説明につきましては、款、項を省略し事業名で順に説明をさせていただきます。まず、情報セキュリティ強靱化事業につきましては、役場の電算ネットワークのセキュリティについて抜本的強化対策を行うもので、3月定例会で補正予算が可決されてからの契約となるため、5,784万2千円の繰り越しとなっております。

企画総務費につきましては、JR西佐川駅の耐震改修工事を地方創生加速化交付金分として1,500万円を繰り越しとしております。また、JR西佐川斗賀野駅の改修設計費286万2千円につきましても、JRとの協議に不測の日数を要したため、繰り越しをするもので、合計1,786万2千円の繰り越しとなっております。

地域づくり事業につきましては、斗賀野地区集落活動センターの建設場所について、地域の要望により建設場所の変更を行うことに伴い、不測の日数を要しましたため、実施設計費648万円の繰り越しとなっております。

臨時福祉給付金事業につきましては、平成28年度中に65歳以上となる住民税非課税者に対する給付金となっておりますが、平成28年前半の個人消費の下支えに支給する給付金でありまして、できる限り早期に実施したいとする国の意向によりまして、7,967万2千円の繰り越しとなっております。

介護サービス施設整備事業につきましては、デイサービスセンター斗賀野荘の浴槽設置工事について、当初予定より工事日程が延び、工事中の仮設浴槽の使用が冬の寒い時期となることから、利用者の身体への負担や影響を考慮しまして、来年度中に施工することとし、1,150万4千円の繰り越しとなっております。

子ども・子育て支援事業につきましては、子ども・子育て支援制度の改正に伴う電算システムの改修を行うこととしておりますが、改正通知が昨年末にあったことによりまして、年度内に改修が間に

合わないため 31 万 8 千円の繰り越しとなっております。

林業総務費につきましては、山林の集約と正確な森林情報管理を行うためのシステムであります森林 I C T プラットホームの導入費を、地方創生加速化交付金分として計上いたしまして 4,500 万円の繰り越しとなっております。

商工観光総務費につきましては、当町や越知町、いの町など、県を含みます 7 団体で構成します仁淀ブルー観光協議会への負担金を、地方創生加速化交付金分として計上いたしまして、530 万 6 千円の繰り越しとなっております。

歴史まちづくり整備事業につきましては、街なみ環境整備事業の○久屋敷の耐震設計及び耐震工事について、施工方法の協議等に不測の日数を要したため、9,400 万円の繰り越しとなっております。

ものづくり推進事業につきましては、レーザーカッターの購入を行い、デジタルツールを活用したものづくり大学の運営委託料及び小さな拠点の備品の購入費を、地方創生加速化交付金分として計上いたしまして、2,040 万円の繰り越しとなっております。

道路橋梁新築改良事業につきましては、県工事負担金の対象となる県工事が繰り越しとなったため、110 万 9 千円の繰り越しとなっております。

地方道路交付金事業につきましては、柳瀬橋耐震補強工事などの設計変更に伴います現地精査や変更協議に不測の日数を要したため、1 億 3,736 万 6 千円の繰り越しとなっております。

道路新設改良事業（町単独）につきましては、上郷楠谷線道路改良工事が天候不良に伴い、工事の進捗が送れたため 1,200 万円の繰り越しとなっております。

木造住宅耐震化支援事業につきましては、補助対象箇所を選定に不測の日数を要したため 1,213 万 6 千円の繰り越しとなっております。

建築物耐震対策緊急促進事業につきましては、避難路沿道建築物耐震診断の補助対象箇所を選定に不測の日数を要したため、800 万円の繰り越しとなっております。

小学校耐震化事業につきましては、佐川小学校特別教室棟耐震補強工事や各小学校の非構造部材耐震化工事について、入札不調や工期の協議に不測の日数を要したため、1 億 5,573 万 5 千円の繰り越しとなっております。

中学校耐震化事業につきましては、尾川中学校の非構造部材耐震化工事について、工期の協議に不測の日数を要したため、443万2千円の繰り越しとなっております。

農林水産施設災害復旧事業につきましては、室原頭首工災害復旧工事ほか13件について、災害査定が12月から2月に終了したため標準工期日数が確保できないことから、1億2,852万9千円の繰り越しとなっております。

公共土木施設災害復旧事業につきましては、奥畑川河川災害復旧工事ほか20件について、災害査定が12月から1月に終了したため、標準工期日数が確保できないことから、7,130万円の繰り越しとなっております。

急傾斜地崩壊対策事業につきましては、県工事負担金の対象となります県工事が繰り越しとなったため、891万円の繰り越しとなっております。

続きまして、7ページをごらんください。第3表の地方債補正でございます。まず、上の表の追加の表にあります情報セキュリティ強靱化事業につきましては、今回の補正予算におきまして、増額補正をしておりますが、その財源として国庫補助とあわせまして、国の補正予算に基づく一般補助施設等整備事業債を起債できるとされておりますことから、今回610万円を追加するものでございます。

次の変更の表にあります古畑・峰地区道路改良事業につきましては、今年度に予定されておりました区間の工事が完了し、費用が確定しましたことから起債予定額にあわせまして、限度額を870万円から350万円に減額するものでございます。

また災害復旧事業につきましては、今回の補正におきまして、事業施設災害復旧費を減額補正しておりますことから、その財源であります災害復旧事業債の限度額を8,440万円から8,340万円に、100万円減額するものでございます。

続きまして、事項別明細書24ページ、25ページをお開きください。歳出のほうから説明をさせていただきます。24ページ、25ページをお開きください。

今回の補正は、年度末を控えておりますので、歳入歳出とも不用額の精査を行いましたことにより、主に減額補正となっております。比較的、額の多めのものにつきまして、説明をさせていただきます。なお、人件費につきましては省略をさせていただきます。

2 段目の表でございます。2 款、1 項、1 目、25 節積立金の説明欄。公共施設整備基金積立金の 2 千万円は、公共施設の整備、充実を図っていくために積み立てる積立金となっております。

次の 26 ページ、27 ページをお開きください。

13 節委託料の説明欄。集落センター基本・実施設計委託料の△の 400 万円は、入札減により減額補正をするものでございます。15 節工事請負費の説明欄。耐震改修工事費の△の 2,733 万 7 千円は、旧四国電力社宅の耐震改修工事の入札減により減額補正をするものです。その下の、尾川地区集落活動センター改良工事の△の 160 万円は、工事の精査により不用額として減額補正をするものです。次の、J R 西佐川駅改修工事の 1,500 万円は、J R 四国から無償提供を受け、仁淀ブルー観光協議会の事務所や地域住民の交流や憩いの場としての利活用を行うため、耐震及び改修工事を行うものでございます。25 節積立金の説明欄。ふるさと納税寄附金基金積立金の 2,832 万円は、本年度中にふるさと納税をしていただいた寄附金について、基金に積み立てるものでございます。

同じく、5 目、13 節委託料の説明欄。電算機器保守管理委託料の△の 1,439 万 7 千円は、国民年金システムの番号制度導入に関連した改修が、国の方針で先送りになったことなどにより減額補正をするものです。その下の情報セキュリティ強靱化の 1,885 万円は、日本年金機構において発生しました個人情報漏えい事案を受けまして、役場庁舎内の情報通信セキュリティの抜本的強化をするための配線作業や機器類の設備、設定経費として計上をいたしております。また、2 行下の備品購入費の 3,899 万 2 千円は、情報セキュリティ強靱化のためのシステム管理用サーバーや、専用端末などの機器類の購入費用として計上をしております。

28 ページ、29 ページをお開きください。

一番上の 8 目、15 節工事請負費の説明欄。通学路防犯灯設置工事の△の 300 万円は、当初、ソーラー方式での設置を予定していましたが、通常の L E D へ変更したことによる減額補正でございます。

30 ページ、31 ページをお開きください。

中の表の 2 款、3 項、1 目、13 節の委託料の説明欄。番号法・個人番号カード交付関連事務交付委任に係る交付金 229 万 1 千円は、個人番号の交付業務を委託する地方公共団体情報システム機構への

交付金として計上するものです。

34 ページ、35 ページをお開きください。

表の一番上です。3 款、1 項、1 目、19 節負担金・補助及び交付金の説明欄。臨時福祉給付金の 7,300 万円は、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金として給付を行うものとして計上をしております。

同じく、2 目、19 節負担金・補助及び交付金の説明欄。後期高齢者医療広域連合事務費負担金の△の 134 万 7 千円と、その下の後期高齢者医療療養給付費負担金の△の 320 万 4 千円は、負担金の変更通知による減額補正となっております。

一番下の端の 8 目、28 節の操出金の説明欄。介護保険特別会計操出金の△の 360 万 9 千円は、決算見込みに伴う不用額の精査による減額補正となっております。

36 ページ、37 ページをお開きください。

下の表の 3 款、3 項、1 目、20 節の扶助費の説明欄。ひとり親家庭医療費の△の 250 万円、乳幼児・児童医療費の△の 400 万円、未熟児養育医療費の△の 140 万円は、ともに利用者の減による減額補正となっております。

同じく 2 目、13 節委託料の説明欄。私立保育所運営費の△の 3 千万円は、入所する園児数の減少によりまして、減額補正をするものでございます。19 節の負担金・補助及び交付金の説明欄。延長保育促進事業補助金の△の 2 千万円は、利用者の減による減額補正となっております。

38 ページ、39 ページをお開きください。

一番上の表の一番上でございます。20 節扶助費の説明欄。児童手当の△の 780 万円は、手当の支給要件を満たす児童数の減少により減額補正をすることとなっております。

40 ページ、41 ページをお開きください。

2 段目の表です。下のほうです。4 款、1 項、2 目、13 節委託料の説明欄。予防接種委託料の△の 400 万円は、全体的な接種者数の減少により減額補正を行うものでございます。

42 ページ、43 ページをお開きください。

中ほどです。4 款、1 項、3 目、15 節の工事費の説明欄。かわせみ電話システム更改工事費の 254 万 6 千円は、かわせみに敷設をしてあります電話システムに不具合が生じだしましたことによりまし

て、その改修を行うための増額補正となっております。

2行下の5目、28節操出金の説明欄。国保特別会計操出金の8,850万9千円は、低所得被保険者の保険料軽減に対する公費助成でございます。基盤安定負担金の増及び国保会計の赤字補填のための増額補正となっております。

次の表の下のほうです。4款、2項、2目、19節負担金・補助及び交付金の説明欄。合併処理浄化槽設置補助金の△の438万円は、不用額の精査による減額補正となっております。

44ページ、45ページをお開きください。

一番下のほうになります。5款、1項、3目、19節負担金・補助及び交付金の説明欄の佐川町担い手育成総合支援補助金の△の298万5千円は、当初見込んでいました補助申請者が辞退したため、不用額として減額補正を行うものでございます。

46ページ、47ページをお開きください。

一番上の5款、1項、4目、19節の負担金・補助及び交付金の説明欄。佐川町園芸団地整備特別対策事業費補助金の△の245万8千円は、補助金要望者の農地の都合がつかず取りやめになったため不用額として減額補正をするものでございます。

同じく、6目、13節委託料の説明欄。農村地域防災減災事業計画策定委託料の△の500万円は、国の補助事業として採択されなかったため、不用額として減額補正をするものです。その2つ下にありますストックマネジメント対策測量設計委託料の△の508万5千円は、委託業務内容の変更による減額補正となっております。次の15節、工事請負費の説明欄。農業基盤整備促進事業の△1,958万2千円は、国からの交付決定が満額の採択とならなかったため、事業量の減を行ったための減額補正となっております。その下のストックマネジメント対策工事の△の361万6千円は、工事の施工内容の変更による減額補正となっております。

48ページ、49ページをお開きください。

上の表の5款、2項、2目、19節の負担金・補助及び交付金の説明欄。原木増産推進事業補助金の△の215万4千円は、補助金の要望者がグループとなり、申請が出されたことや、事業の実施期間が1カ月と短く設定されたため、申請者が減ったことなどにより減額補正を行うものです。

次の表の6款、1項、1目、13節の委託料の説明欄。歴史まちづ

くり整備事業設計管理委託料の△の300万円は、事業計画の見直しにより減額補正をするものです。同じく、佐川ものづくり大学運営委託料の540万円は、デジタル機器を活用したものづくり大学の運営委託料として増額補正をするものです。下の欄の15節工事請負費の説明欄。歴史まちづくり整備工事の1,800万円につきましては、事業計画の見直しにより増額補正をするものです。

50 ページ、51 ページをお開きください。

上の表の6款、1項、1目、19節負担金・補助及び交付金の説明欄。仁淀川地域観光協議会負担金の530万6千円は、昨年、法人化をいたしました当町や越知町、いの町など、県を含めます7団体で構成します仁淀ブルー観光協議会への負担金として増額補正をするものでございます。

52 ページ、53 ページをお開きください。

8款、1項、4目、11節の需要費の説明欄。消耗品費の△の671万8千円は、防災行政無線の個別受信機の配付要望が当初の想定に達しなかったための減額補正となっております。同じく13節委託料の説明欄。公民館耐震化工事設計委託料の△の386万7千円は、庄田地区で予定をしておりました緊急避難場所を兼ねた公民館の整備が、国の交付金事業の不採択で未執行となったことから、不用額として減額補正をするものです。15節の工事請負費の説明欄。災害対策設備等工事の△の2,849万7千円。18節の備品購入費の説明欄。備品購入費の△の422万8千円についても同様の理由により不用額として減額補正をするものでございます。同じく19節負担金・補助及び交付金の説明欄。自主防災組織活動支援事業補助金の△の228万2千円は、自主防災組織による資機材整備等の補助申請が想定に達しなかったため、不用額として減額補正をするものでございます。

56 ページ、57 ページをお開きください。

下の表の9款、2項、1目、15節工事請負費の説明欄。佐川小学校特別教室棟耐震補強工事の△の400万円は、当該耐震補強工事等各小学校の非構造部材耐震化工事の両工事の実績見積もりによりまして減額補正をするものでございます。

58 ページ、59 ページをお開きください。

上の表の9款、2項、2目、14節の使用料及び賃借料の説明欄。システム使用料の△の247万6千円は、教育ソフトのリース期間が当初の予定より短期となったため減額補正をするものでございま

す。

60 ページ、61 ページをお開きください。

上の表の 9 款、3 項、2 目、11 節の需要費の説明欄。消耗品費の 450 万 5 千円は、教科書改訂に伴う教科書、指導書、教材費の増額補正をするものでございます。

68 ページ、69 ページをお開きください。

上の表の 10 款、1 項、1 目、13 節委託料の説明欄。測量設計委託料の 330 万円は、当初見込みより災害件数が増加したことにより増額補正をするものでございます。

同じく 2 目、15 節工事請負費の説明欄。災害復旧工事の△の 300 万円は、工事費の確定により不用額の減額補正をするものでございます。

下の表の 11 款、1 項、2 目、23 節償還金、利子及び割引料の説明欄。長期債利子の△の 198 万 6 千円は、不用額の精査による減額補正を行うものでございます。

それでは続きまして、12 ページ、13 ページをお開きください。

12 ページ、13 ページ、歳入でございます。1 款町税につきましては、1 項町民税から 5 項鉱山税について、本年度の課税額をもとにした収入見込み額となっております。3 款の利子割交付金から次の 14、15 ページにあります 7 款の自動車取得税交付金までにつきましては、交付見込み額が通知されたことによる補正となっております。

9 款、1 項、1 目、1 節の地方交付税の説明欄。普通交付税の 410 万 2 千円は、1 月の追加交付額による補正となっております。

一番下の表になります。

13 款、1 項、1 目、1 節の説明欄。保育施設給付費の△の 1,500 万円及び児童手当の△の 480 万円は、ともに不用額の精査による減額補正となっております。

次の欄の 2 目、1 節の説明欄。国民健康保険基盤安定負担金の 963 万 2 千円は、国保特別会計へ繰り出されます国民健康保険基盤安定負担金の増に伴う国庫負担分の増額となっております。

16 ページ、17 ページをお開きください。

一番上の表をごらんください。13 款、2 項、1 目、1 節の説明欄。臨時福祉給付金の△の 663 万 4 千円は、不用額の精査による減額補正となっております。また、年金生活者等支援臨時福祉給付金の

7,922万1千円は、繰り越して対応いたします住民税非課税の高齢者向け給付金にかかる国庫負担金となっております。

同じ表の4目、1節の説明欄。空き家再生等推進事業補助金の△の1,366万9千円は、不用額の精査による減額補正となっております。

続いて、7目、1節の説明欄。町なみ環境整備事業補助金の720万円は、事業計画の見直しによりまして増額補正を行うこととなっております。

続いて、8目、1節の説明欄。地方創生加速化交付金の8千万円は、地方創生加速化交付金のために策定した計画に基づく補助申請による増額補正となっております。

2行下にあります地方公共団体情報セキュリティ強化対策補助金の610万円は、繰越明許事業にも計上しております情報セキュリティ強靱化事業の財源となる国庫補助金でございます。

続いて、9目、1節の説明欄。地域介護福祉空間整備等施設整備交付金の△の2,800万円は、補助申請の不採択による減額補正となっております。

一番下の表の14款、1項、1目、1節の説明欄。保育所施設給付費の△750万円は、不用額の精査による減額補正となっております。

同じ表の3目、1節の説明欄。国民健康保険基盤安定負担金の713万7千円は、国保特別会計へ繰り出されます国民健康保険基盤安定負担金の増に伴う県負担分の増額となっております。

18、19ページをお開きください。

14款、2項、2目、2節説明欄の延長保育促進事業補助金の△の1,500万円は、不用額の精査による減額補正となっております。

同じ表の4目、1節の説明欄。農村地域防災減災事業の△の600万円。農業基盤整備促進事業の△の1,440万円及びストックマネジメント事業補助金の△の587万8千円は、不用額の精査による減額補正となっております。

同じく5目、2節の説明欄。空き家活用促進事業補助金の△の683万5千円は、これも不用額の精査による減額補正となっております。

続いて7目、1節の説明欄。現年災害補助金の289万3千円は、昨年12月に国の査定のありました農林水産業施設災害復旧事業に係る補助金の増額補正となっております。

続いて8目、1節の説明欄。高知県地域防災対策総合補助金の△

の 678 万円は、不用額の精査による減額補正となっております。

20 ページ、21 ページをお開きください。

2 つ目の表です。15 款、1 項、2 目、1 節の説明欄。その他基金の 792 万 4 千円は、各特目基金に係る利子、配当見込み額による増額補正となっております。

次の次の表の 17 款、1 項、1 目、1 節の財政調整基金繰入金の△の 493 万 4 千円及び 2 目、1 節のその他基金繰入金、△の 1 億 1,242 万 4 千円は、年度末の不用額精査により不要となったために減額補正をするものでございます。

22 ページ、23 ページをお開きください。

19 款、1 項、1 目、1 節の説明欄。延滞金の 246 万円は、各町税に係る延滞金の見込み額による税額補正となっております。

次の表の 19 款、3 項、2 目、3 節の説明欄。高知県市町村振興協会基金交付金の 1,191 万 5 千円は、グリーンジャンボ宝くじなどからの交付金となっております。

次の表の 20 款、1 項、1 目、1 節の説明欄。辺地債の 520 万円及び 3 目、1 節の説明欄。現年災害の△の 100 万円は、地方債を充当しております事業の事業費減により減額補正をするものでございます。

また、9 目、1 節の説明欄。一般補助施設整備事業債の 610 万円は、繰り越し明許事業に計上しております情報セキュリティ強靱化事業の財源となる地方債でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

町民課長（麻田正志君）

それでは、私からは議案第 7 号、平成 27 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、歳出につきましては、主に医療費の増加による支出の状況等を踏まえた増額と、不用見込み額の減額となっております。歳入につきましては、主に国庫支出金等の見込み額を変更申請額や交付決定等により増額や減額をし、歳出との不足額に対して基金繰入金の増額と一般会計からの財政支援の繰入金を受けるものとなっております。

それでは歳出のほうから説明をさせていただきます。

補正予算書の事項別明細書の 16 ページ、17 ページをおあけください。

上から3段目の表の2款、1項、1目一般被保険者療養給付費につきましても、医療費の増加による支出の状況を踏まえまして、2千万円の増額補正をするものです。

その下の2目退職被保険者等療養給付費につきましても、こちらのほうは退職被保険者の減少等により支出の状況が減ってきておりますので、3千万円の減額補正をするものです。

その下の3目一般被保険者療養費につきましても、支出の状況を踏まえまして、5万円の増額補正をするものです。

その下の表になります。2項、1目一般被保険者高額療養費につきましても、医療費の増加による支出の状況を踏まえまして、1,150万円の増額補正をするものです。

その下の2目退職被保険者高額療養費と3目一般被保険者高額介護合算療養費につきましても、支出の状況を踏まえて、それぞれ500万と5万円の減額補正をするものになっております。

20ページ、21ページをお開きください。

上から2段目の表になります。7款、1項、1目の高額療養費共同事業拠出金及び2目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、高額な医療費が発生した保険者や、また保険財政の運営の安定化に対応するために、各市町村が拠出金として国保連合会へ支出するものとなっております。県下の医療費の増加等によりまして、その増額が通知されてきましたので、高額療養費共同事業拠出金につきましても、432万5千円の増額補正、保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、988万6千円の増額補正をするものです。

歳出につきましても、今、説明をさせていただいた以外の減額につきましても、不用見込み額の減額補正をするものとなっております。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。

1款、1項国民健康保険税につきましても、1月末の調定額などによりまして、1目一般被保険者国民健康保険税の見込み額を417万8千円の増額補正。

2目退職被保険者等国民健康保険税の見込み額を799万6千円の減額補正をするものです。

一番下の表になります。3款、1項国庫負担金につきましても、変更申請額や交付決定によりまして、療養給付費等負担金、高額医

療費共同事業負担金、特定健康審査等負担金について、合わせまして2,837万3千円の減額補正をするものです。

次の10ページ、11ページをお開きください。

3款、2項、1目財政調整交付金につきましては、変更申請額によりまして、普通調整交付金、特別調整交付金について、合わせまして3,694万2千円の減額補正をするものです。

その下の表になります。4款、1項、1目療養給付費交付金につきましては、交付金決定変更額等によりまして、6,490万2千円の減額補正をするものです。

下から3段目の表になります。6款、1項、県負担金につきましては、歳出で説明いたしました国保連合会への高額療養費共同事業拠出金の4分の1を県が負担するもので、108万2千円の増額補正をするものです。

その下の表になります。6款、2項、1目財政調整交付金につきましては、変更申請額によりまして238万2千円の減額補正をするものです。

一番下の表の7款、1項、1目共同事業交付金につきましては、国保連合会からの決定通知によりまして、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金につきましては、合わせまして1,138万4千円の増額補正をするものです。

次のページ、12ページ、13ページをお開きください。

2段目の表になります。9款、1項、1目一般会計繰入金につきましては、1節の保険基盤安定繰入金について本年度の算定額によりまして、2,236万円の増額補正。3節の助産費繰入金は、歳出の減額によりまして、113万1千円の減額補正。4節の財政安定化支援事業繰入金は、本年度の決定額によりまして153万1千円の増額補正。6節の地方単独事業波及増分につきましては、対象となる医療費の見込みの減によりまして426万9千円の減額補正。7節のその他一般会計繰入金は、財政調整基金繰入金を繰り入れた後の歳出との不足額に対しまして、一般会計からの財政支援の繰入金6,998万1千円を受けるものとなっております。

その下の表の2項、1目国民健康保険財政調整基金繰入金につきましては、歳出との不足額に充てるため、4,026万円の増額補正をするものです。

今、説明をさせていただきました以外の歳入の増減額につきまし

ては、現在の収納状況により増額補正や減額補正をするものとさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育次長（吉野広昭君）

それでは、議案第8号、平成27年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明させていただきます。

まず、歳出について御説明いたします。

予算書の10ページ、11ページをごらんください。

1款、1項、1目、11節の需用費につきましては、給食を提供するための食材の購入に充てます賄材料費について250万円を減額するものです。また、次の28節繰出金につきましては、当初、滞納繰越分として見込んでいました額より増額となる見込みである50万円について、一般会計へ繰り出しをするものです。

続きまして、歳入について御説明いたします。

予算書の8ページ、9ページをごらんください。

1款、1項、1目、1節の保護者負担金につきましては、先ほど御説明いたしました歳出で減額となった賄材料費250万円について保護者の方の負担金を減額し、当初、滞納繰越分として計上しておりました額を上回る見込み額50万円を増額するものです。これらにより歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出の総額は、それぞれ5,295万9千円となります。

以上、よろしくお願いいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。私のほうからは、議案第9号、平成27年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明させていただきます。

予算書の10ページ、11ページをごらんください。

本年度農業集落排水施設の今後の修繕、長寿命化工事及び維持管理の基本となります最適基本構想の策定をする予定でございました。ところが、国費の配分が見込めなくなり減額をするものでございます。10ページ、11ページは歳出でございます。最適整備構想策定委託料328万7千円。こちらを減額させていただき、計879万円とするものです。

そして8ページ、9ページ。こちらが、今の328万7千円減額したものの歳入でございますが、補助金額300万の減額。そして一般

会計の繰入金 28 万 7 千円、合計 328 万 7 千円を減額させていただくものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

それでは議案第 10 号、平成 27 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の補足説明をさせていただきます。

今回の主な補正としましては、決算見込みに基づきまして、一般的な事務費や介護給付費、地域支援事業費の減額と給与改定によります職員人件費の増額等となっております。歳出予算の詳細につきましては、補正予算書の 10 ページからございますので、ごらんください。

増減額、減額の大きなものだけを申し上げます。12 ページの 3 款、1 項、1 目介護予防二次予防事業につきましては、新しい一般介護予防事業、これは心身の状況に分け隔てなく全ての高齢者を対象とした新しい一般介護事業への移行というものを踏まえまして、本年度の予算をこの二次予防事業は執行しなかった、ということで、当初予算で計上しておりましたトータル 503 万 2 千円につきまして、全額、減額をしております。

14 ページに移りまして、3 款、2 項、3 目任意事業費のうち、20 節扶助費が 270 万円の減額となっておりますが、これは介護用品や在宅介護手当につきまして、支給対象者の入院等によりまして不用額が生じたため減額するものでございます。

歳入につきましては、戻りまして 8 ページ、9 ページにございます。それぞれの費目につきまして、歳出予算の増減に伴いまして減額等の補正をしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

町民課長（麻田正志君）

それでは私から、議案第 11 号、平成 27 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、不用見込み額の減額に伴う歳入歳出の減額及び前年度繰越金の予算計上と、それに伴う予備費の増額補正となっております。

歳出から説明をさせていただきます。

補正予算書の事項別明細書の 10 ページ、11 ページをお開きください。

上の表の1款、2項、1目、12節役務費の郵送料につきましては、不用見込み額の20万円を減額補正するものです。

下の表の4款、1項、1目予備費につきましては、前年度繰越金相当額の319万円を増額補正するものです。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。

3款、1項一般会計繰入金につきましては、歳出の役務費の減額に伴いまして、歳出と同額の20万円を減額補正するものです。

下の表の6款、1項、1目繰越金につきましては、前年度の繰越金を319万円増額補正するものです。

以上でございます。よろしくお願いたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

議案第12号、平成27年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明させていただきます。

このたびの補正につきましては、建設改良事業に入札減等の減額がございました。それに伴う歳入部門での企業債の借り入れの減がございました。また、建設改良支出が減額となることから、消費税関係で増減が発生しております。それにつきまして、補正予算を組まさせていただきますところであります。

予算書の2ページをごらんください。

実施計画がございまして、こちらの下の方には資本的収入及び支出の、支出の部をごらんください。まず、建設改良費の中の1拡張工事費、補正予定額2,457万8千円減額させていただきます。こちらは西佐川駅の東口の工事とか、砂止地区でやっております工事とか、また黒岩地区での濁度計の設計あるいは浄水施設の設計、こういったものの入札減がありまして、減額するものでございまして、また、改良工事につきましては、室原送水管工事等の入札減がございまして、1,253万3千円減額するものでございまして、

また、資本的収入及び支出の、収入の部の企業債を800万減額させていただきますが、これは黒岩簡水の濁度計、浄水施設、先ほどの入札減になった関係で、その歳入部門を減額するものでございまして、

それと、上側にございまして収益的収入及び支出。こちらは、先ほど申しました資本的支出の減、支出が減になるということで仮払い消費税が減少します。そのため、収益的収入のところ、消費税及

び地方消費税の還付金 172 万 7 千円を計上しておりましたが、これは先ほどの支出が減になるということで返ってこない、そのため、マイナスの 172 万 7 千円と減額するものであります。

一方、今度は消費税の納税予定額が増加することから、こちらのほうにあります支出のほうにあります営業外費用で消費税及び必要消費税 180 万円を増額補正しまして、180 万 1 千円とするものであります。

ほか、資本的収入及び支出の資産減耗費、こちらは当初予算の計上漏れでございまして、98 万 5 千円を増額計上させていただいております。また、特別損失のほうに、過年度損益修正損のほうですが、これは過年度の除却漏れがございまして 135 万 4 千円を増額計上させていただいております。以上でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

総務課長（横山覚君）

それでは、議案第 13 号、平成 28 年度佐川町一般会計予算からですね議案第 21 号、平成 28 年度佐川町病院事業特別会計予算につきましては、予算勉強会のほうにおきまして各担当課長から説明をさせていただきましますので、ここでは省略をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

私から議案第 22 号、佐川町福祉基金条例の制定について、から、議案第 32 号、佐川町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について、まで御説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第 22 号でございます。

佐川町福祉基金条例の制定について、でございますが、町の社会福祉に関する基金につきましては、現在、個人の名前を冠しました個人名の入った 16 の基金を初めとしまして、社会福祉基金や地域福祉基金を合わせますと 18 を数える基金がございまして、近年では、地域福祉基金を平成 20 年度に取り崩しをしたほかは、長期間何ら事業に充てることなどをしていない基金ばかりとなっております。

これは、基金の目的利用の範囲が狭いということもありますけれども、事業の財源にするには少額なもの、また活用しづらいという面、また個人から寄附をいただいて個人の名前を冠している基金については、なかなか取り崩しづらいということがあったところでは

が、このたび町民福祉の向上に資するため、基金の弾力的、効果的な活用の観点から、新たに佐川町福祉基金条例を制定しまして、既存基金のうち、設置目的の類似しました基金を整理統合するものでございます。

議案の本文を見ていただきたいと思います。

1条には、このたびの佐川町福祉基金の設置目的を規定しまして、以降、各条には、基金の取り扱いについて必要な規定を定めております。そして7条には、どのような事業に基金を充てるかについて規定をしております。1号では、障害者、高齢者、児童等の福祉の推進。2号では、地域における福祉活動の推進。3号では、佐川町社会福祉協議会が行う社会福祉事業。4号では、前各号に掲げるもののほか、地域における福祉活動の振興を図るための事業としております。

また附則には、条例の廃止のところに、このたび整理統合しました各個人の名前を冠しました基金条例を掲げ、お名前を残すようにしております。よろしく願いいたします。

次に、議案第23号です。

議案第23号、佐川町行政手続条例の一部を改正する条例の制定につきましては、このたびの行政不服審査法の改正に伴いまして、行政指導等の手続に関し規定をしました行政手続法の一部改正がございまして、この行政手続法の改正を踏まえまして、本町の行政手続条例について改正を行うものでございます。

参考資料のほうをちょっと見ていただきたいと思います。

右側が改正になっておりまして、改正後のアンダーラインの部分をごらんください。1ページの第4章の次に第4章の2として、処分等の求め、の字句を追加をしております。2ページには、第33条の改正部分は、行政指導に携わる者が指導する際に示さなければならない事項について、規定をしているものでございます。

第34条の2の改正部分は、行政指導が法令に規定する要件に適合しないと思われるときに、行政指導の中止を求めることができることを規定をしております。

3ページです。第35条の2の改正でございますが、これは法令に違反する事実がある場合において、行政指導がされていないと思われる場合は、行政指導をすることを求めることができるということについて規定をするものでございます。

それでは、議案第 24 号に移ります。

議案第 24 号、佐川町行政不服審査条例の制定につきましては、行政不服審査法の改正に伴いまして、不服申立てを審査する第三者機関として新たに佐川町行政不服審査会を設置することとなりました。このために、新たに佐川町行政不服審査条例を制定しまして、議案の本文でございますように、条例は、第 1 条の制定の趣旨から第 10 条の委任までの 10 条からなっておりますが、機関の名称、所掌事務、組織、委員など、この審査会の組織や運営に関する規定を定めるものとなっております。

また附則には、特別職の職員の給与及び報酬及び旅費及び費用弁償に関する条例の別表 1 に、新たに設置をされます佐川町行政不服審査会の委員を特別職の委員として追加をしております。

次に、議案第 25 号です。

佐川町情報公開条例の一部を改正する条例の制定につきましては、このたびの行政不服審査法の改正に伴い、規定の整備を図るものでございます。

参考資料を見ていただきたいと思います。1 ページ目の 9 条の改正部分でございますが、これは第 14 条に 1 項が追加されたことにより、このような改正をしております。

第 13 条の 2 でございますが、これは行政不服審査法にいう審理員の適用除外規定を追加するものです。この適用除外規定は、町の情報公開制度には、佐川町公文書開示審査会が審査を行う機関として設置をしておりますして、審査内容も行政不服審査法の改正内容と同等の審査が行われているということから、現行の審査会制度を維持継続していくため、改正行政不服審査法の審理員による審理の方法をとらず、その適用を除外する規定を定めるものでございます。

14 条には、審査請求があった場合について、改正された行政不服審査法に倣い、条文に開示請求にかかる不作為行為を含むことや、審査会に諮問をする際に処分庁から提出された弁明書の写しの添付を義務づける規定を定めるものでございます。

2 ページ、3 ページの第 15 条の改正部分は、第 14 条に 1 項が追加されたことによる改正と、不服申立てを審査請求に、字句の改正をするものでございます。

続きまして、議案第 26 号です。

佐川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきまし

ては、この一部改正もこのたびの行政不服審査法の改正に伴い、規定の整備を図るものでございます。

参考資料をごらんください。

1 ページに目次がございますが、目次の第4章の審査請求は、不服申立てを審査請求に、字句改正をするものでございます。

3 ページをあけてください。

3 ページ目の第43条の改正ですが、行政不服審査法にいう審理員の適用除外規定を追加するものでございまして、先ほどの佐川町公文書開示審査会と同じように、佐川町個人情報保護審査会についても現行の審査会制度を維持、継続していくため、改正行政不服審査法の審理員による審理の方法はとらず、その適用を除外する規定を定めるものでございます。

44条ですけれども、これは佐川町個人情報審査会に諮問する際に、処分庁から提出された弁明書の添付を義務づけるための規定を定めているものでございます。

4 ページの第45条から第49条の改正部分は、不服申立てを審査請求に、字句改正を行うものでございます。

6 ページの第50条ですが、提出された意見書または資料について、閲覧または写しの送付についての規定を定めているものでございます。

最後のページの第51条、52条は、不服申立てを審査請求に、字句の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第27号です。佐川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、この一部改正も、このたびの行政不服審査法の改正に伴い規定の整備を図るものでございます。

当該条例に影響する字句の修正、それから引用規定の改正、また電子メールでの弁明書の提出を可能とする規定を設けるものでございます。参考資料のほうをごらんいただきたいと思います。

1 ページです。第4条、第2項の改正部分でございますが、これは地方税法及び行政不服審査法の改正による記載事項の整理を行うものです。3項の改正部分は、行政不服審査法の改正に伴う引用条項の変更でございます。次のページの第6項は、審査申出人の資格喪失の届け出規定を追加するものでございます。

第6条、第2項の改正部分は、電子メールでの弁明書の提出を可

とする規定の追加となっております。第3項は、弁明書の副本の送付の例外規定を削除するものでございます。第5項では、審査申出人から反論書が提出された場合の規定の追加を行うものでございます。

第11条の改正部分は、行政不服審査法第50条に準じて決定書の記載事項を追加するものでございます。

続いて、議案第28号でございます。

特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成28年度より尾川小学校、尾川中学校をコミュニティスクールに指定することに伴いまして、新たに設置します学校運営協議会委員を特別職の職員に加え、その報酬について定めるものでございます。

参考資料をごらんください。

文字が少し薄いですが、2ページ目の中段、右側にありますように、学校運営協議会委員を加えるものでございます。佐川町学校運営協議会委員というふうに加えるものでございます。

続きまして、議案第29号です。佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、高知県人事委員会の勧告に準拠しまして、民間との格差を踏まえた給料表の改定を行いますとともに、地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律の施行に伴いまして、級別基準職務表を追加するものでございます。

このたびの県の勧告は、高知県人事委員会及び人事院が行いました平成27年職種別民間給与実態調査の高知県内民間事業所の給与額との比較から、初任給が民間の水準を下回っていること、また国家公務員が昨年引き続き初任給や若年層に重点を置いた俸給表の引き上げを行ったことなどから、優秀な人材の確保を図るため、初任給を重点的に引き上げるとともに、若年層に限定して給料表の改定を行うものでございまして、本町におきましても、このたびの県の勧告に準拠しまして給料表の改定を行うものでございます。

参考資料をごらんいただきたいと思います。

最後の4ページ、3ページまでは給料表でございますので、4ページ目を見ていただきたいと思います。4枚目を見ていただきたいと思います。佐川町一般職の職員の給与に関する条例第2条の新旧対照表でございますが、改正後は左のほうになります。その1条の

改正部分、第 24 条第 5 条の箇所、それから第 3 条の改正部分の別表第 1 の箇所、次のページの一番上のアンダーラインの部分、それから第 15 条の 4 のアンダーラインの部分につきましては、地公法の改正に伴う規定の整備によりこのように改正するものでございますが、最後の別表 2 でございますけれども、行政職給料表級別基準職務表につきましては、このたびの地公法により、特にこの職務表を条例化をするということが定められたために、ここにこの表を掲載するものでございます。

議案第 30 号に移ります。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律や学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うもの及び臨時的任用職員及び非常勤職員の休暇に関する規定の改正を行うものでございます。

参考資料をごらんいただきたいと思います。

1 ページ目の 1 条の改正部分につきましては、地方公務員法第 24 条の第 2 項が削除されたため、項が 1 つ繰り上がったものでございます。

2 ページ目の第 9 条の第 1 項、第 2 号につきましては、学校教育法において、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校を、義務教育学校として新たな学校の種類として規定をしたために、その影響を受ける箇所について改正をするものでございます。

第 20 条の改正部分は、臨時的任用職員及び非常勤職員の休暇に関する規定について、今後の休暇要件の拡大に対応するための改正となっております。

続きまして、議案第 31 号、佐川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方特別行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、人事行政の運営の状況について公表事項を追加するとともに、行政不服審査法の改正に伴い、不服申立てを審査請求に、字句修正をするものでございます。

参考資料をごらんください。

追加されます公表事項は 3 点ございまして、1 ページ目の右側の改正後の第 3 条第 1 項の第 2 号に、職員の人事評価の状況、これが追加されます。また、その 5 号に、職員の休業に関する状況、また

8号に、職員の退職管理の状況について、その3点が追加されることになっております。5条については、字句の修正でございます。

続きまして、議案第32号です。

佐川町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、現在、佐川町消防団員の報酬及び費用弁償につきましては、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例によって定められておりますが、年度途中の入退団や階級の移動に伴う報酬の変動についての規定が定められていなかったことから、このたび新たに条例を制定しまして、明文化を行おうとするものです。

議案の本文、第2条、第1項に、報酬を支給する年度において、出勤実績のない者には支給しない規定を。また第2項に、月割りによって計算した額を支給する場合の規定を。第3項に、月割り計算をする場合の方法についての規定をしております。

裏面をごらんください。附則になっておりますが、附則では、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例に掲載をされておりました消防団員に係る部分を削除しますとともに、その部分を当該条例の別表第1としているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

それでは私から、議案第33号と34号につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、議案第33号、佐川町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定につきまして、御説明をさせていただきます。本条例につきましては、国土交通省の空き家再生等推進事業を活用し、町所有の住宅を耐震及び改修工事を行い、移住希望者の住宅を確保し、佐川町への移住促進及び人口減少の抑制による町の活性化を図ることを目的に、移住促進住宅の設置及び管理に関して条例の制定を行うものでございます。

本条例で対象となります住宅につきましては、旧四国電力佐川住宅、川内ヶ谷下1号、2号、3号、4号、5号の計5棟でございます。条例の概要につきましては、まず第1条では、地方自治法第244条の2の規定に基づく等の趣旨を。第2条では、移住促進住宅の設置目的を。第4条では、住宅への入居者資格について。第5条では、町広報、ホームページ等への掲載、町告示場への掲示など、入居者

の公募について。第 10 条では、契約期間等の内容を。第 12 条では、各住宅の面積より算出しました使用料について。第 16 条では、住宅の修繕費の負担について。第 17 条では、入居者の費用負担義務の内容を。第 22 条では、住宅の増築等の制限について。第 24 条では、入居者に対して住宅の明け渡し請求について、を定めております。

なお、本条例につきましては、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとしております。

続きまして、議案第 34 号、佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の制定につきまして御説明をさせていただきます。

本条例も、議案第 33 号、佐川町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例と同じく、国土交通省の事業を活用し、町内にある空き家を所有者から 10 年間借り上げ、耐震及び改修工事を行い、移住希望者の住宅を確保し、佐川町への移住促進及び人口減少の抑制による町の活性化を図ることを目的に、条例の制定を行うものでございます。

本条例で対象となる住宅は、尾川地区本郷耕の 2 軒、黒岩地区庄田の 1 軒、佐川地区甲、7 区の 1 軒の計 4 戸でございます。条例の概要につきましては、第 1 条では、趣旨目的を。第 2 条では、空き家活用住宅の定義を。第 4 条では、所有者から 10 年間借り上げるといった所有者との賃貸借契約について。第 7 条では、入居者資格についての内容を。第 8 条は、町広報、ホームページ等の掲載、町告示場への掲示など、入居者の公募について。第 13 条では、契約期間等の内容を。第 15 条では、使用料の決定及び変更について。第 19 条では、住宅の修繕費用の負担について。第 20 条では、入居者の費用負担義務の内容を。第 25 条では、住宅の増築等の制限について。第 27 条では、入居者に対しての空き家活用住宅の明け渡し請求について定めております。

なお、この条例も平成 28 年 4 月 1 日からの施行することとしております。

以上、どうぞよろしくお願いをいたします。

総務課長（横山覚君）

私からは、議案第 35 号から議案第 39 号までの御説明をさせていただきます。

議案第 35 号、加茂地区住民センター・老人憩いの家の指定管理者の指定につきましては、佐川町の公の施設にかかる指定管理者の指

定手続等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定によりまして、従前、指定管理者になっていただいております加茂地区自治会長会を指定管理者に指定するものでございます。指定の期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までとしております。

議案第36号、旧伊藤蘭林塾の指定管理者の指定につきましては、これも同じく佐川町の公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定によりまして、従前、指定管理者になっていただいております8区自治会を指定管理者に指定するものでございます。指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとしております。

議案第37号、富士見町部落公民館の指定管理者の指定につきましても、同様に、佐川町の公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定によりまして、従前、指定管理者になっていただいております富士見町自治会を指定管理者に指定するものでございます。指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとなっております。

議案第38号、三野公民館の指定管理者の指定につきましても、同様に、佐川町の公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定によりまして、従前、指定管理者になっていただいております三野自治会を指定管理者に指定するものでございます。指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとしております。

議案第39号、池田団地集会所の指定管理者の指定につきましても、同様に、佐川町の公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定によりまして、従前、指定管理者になっていただいております池田団地自治会を指定管理者に指定するものでございます。指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとしております。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

議案第40号、斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定につきまして、補足説明させていただきます。

こちらも、公募によらない選定によりまして、従前から指定管理者になっていただいております特定非営利活動法人とかの元気

村さんになっていただくものでございます。指定の期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとなっております。

続きまして、議案第 41 号、佐川町多目的集会施設の指定管理者の指定について、でございます。

こちらも、公募によらない選定によりまして、従前から指定管理者になっていただいておりますコスモス農業協同組合に指定管理者になっていただくものでございます。指定の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まででございます。

どうぞよろしく願いいたします。

教育次長（吉野広昭君）

それでは、議案第 42 号について、御説明いたします。

本議案につきましては、佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定につきまして、佐川町の公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条に基づく公募による選定により、佐川町東組 2692 番地、特定非営利活動法人とかの元気村を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものです。なお、指定の期間は、平成 28 年 4 月 1 日より平成 31 年 3 月 31 日までの 3 カ年です。以上、よろしく願いいたします。

総務課長（横山覚君）

私からは、議案第 43 号から議案第 45 号の説明をさせていただきます。

まず、議案第 43 号、四ツ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画の変更につきましては、詳細測量をいたしました結果、当初計画の 600 メーターから工事延長が 160 メーター増加したことや、擁壁、ブロックの構造物の施工が必要になったこと、また計画時より人件費が 30% 以上、材料単価については 10% 以上増となったことによりまして、工期の延長及び事業費の増額が必要になったことから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定によりまして、総合整備計画の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の裏面をごらんください。

総合整備計画となっております、1 には辺地の概況、2 には公共的施設の整備を必要とする事情を掲載をしております。3 の公共的施設の整備計画をごらんください。変更前の計画期間は、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間。事業費は、道路、橋梁について

は1億3,850万円。飲用水供給施設は1億1,621千円。合計で2億4,012万1千円となっておりますが、このたびの詳細測量の結果によりまして、変更後におきましては、事業費も道路、橋梁が2億4,300万円に増加をされたことによりまして、工期が平成24年度から平成29年度に、1年間の延長となったところでございます。

また、この変更によりまして、辺地対策事業債の予定額も1億3,850万円から2億4,300万円に増額となっております。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第44号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について、及び議案第45号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分につきましては、いの町と日高村の運営により廃棄物処理業務を行っておりました仁淀川中央清掃事務組合が、このたび施設の老朽化に伴い閉鎖、解散することになったところでございますが、この仁淀川中央清掃事務組合については、退職手当事務や交通災害共済を行っております高知縣市町村総合事務組合の構成団体であることから、解散による当事務組合からの脱退に関しまして、規約の変更及びそれに伴う財産処分につきましては、各構成団体の議会の議決が必要とされるため、このたび議会におきましての議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

副議長（岡村統正君）

これで、議案第6号から議案第45号までの提案理由の説明を終わります。

本日の会議は、これをもちまして終わります。

次の開会を、7日の午前9時とします。

本日は、これをもって散会します。

散会　　午前11時55分